電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金 (5万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金<u>(1世帯あたり5万円)</u>は、 住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世 帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 5 万円

給付金の支給時期

毎月5日までの申請受付分を同月の13日に指定口座へ振込みます。

※第1回目の支給は12月13日(火)を予定しています。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度 「住民税が非課税」 の世帯 令和4年1月~12月の収入が 減少し「**住民税非課税相当」** の収入となった世帯(家計急変世帯)

高野町から確認書が届きます <u>(要返送)</u>

※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で高野町に住民登録 されている世帯が対象です。

※対象となる方には、令和4年11月11日にご案内をお送りしています。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間:令和4年1月31日(火)

申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。

【申請書配布先】町H.P又は福祉保健課窓口

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる世帯には、高野町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。確認事項を確認し、返信してください。

世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、<mark>申請が必要</mark>です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。
- Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、
 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)
 - 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにご提出ください。
- ※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の 1か月収入×12倍)が市町村民税非課税水準以下であることを指します。下表をご参照ください。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身・扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【1名】の場合	137.8万円	82.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【2名】の場合	168.0万円	110.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【3名】の場合	209.7万円	138.8万円
扶養親族(配偶者を含む)が 【4名】の場合	249.7万円	166.8万円
障がい者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民「振

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

0736-56-2933

担当:高野町福祉保健課 福祉係 648-0281 高野町大字高野山636

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)